

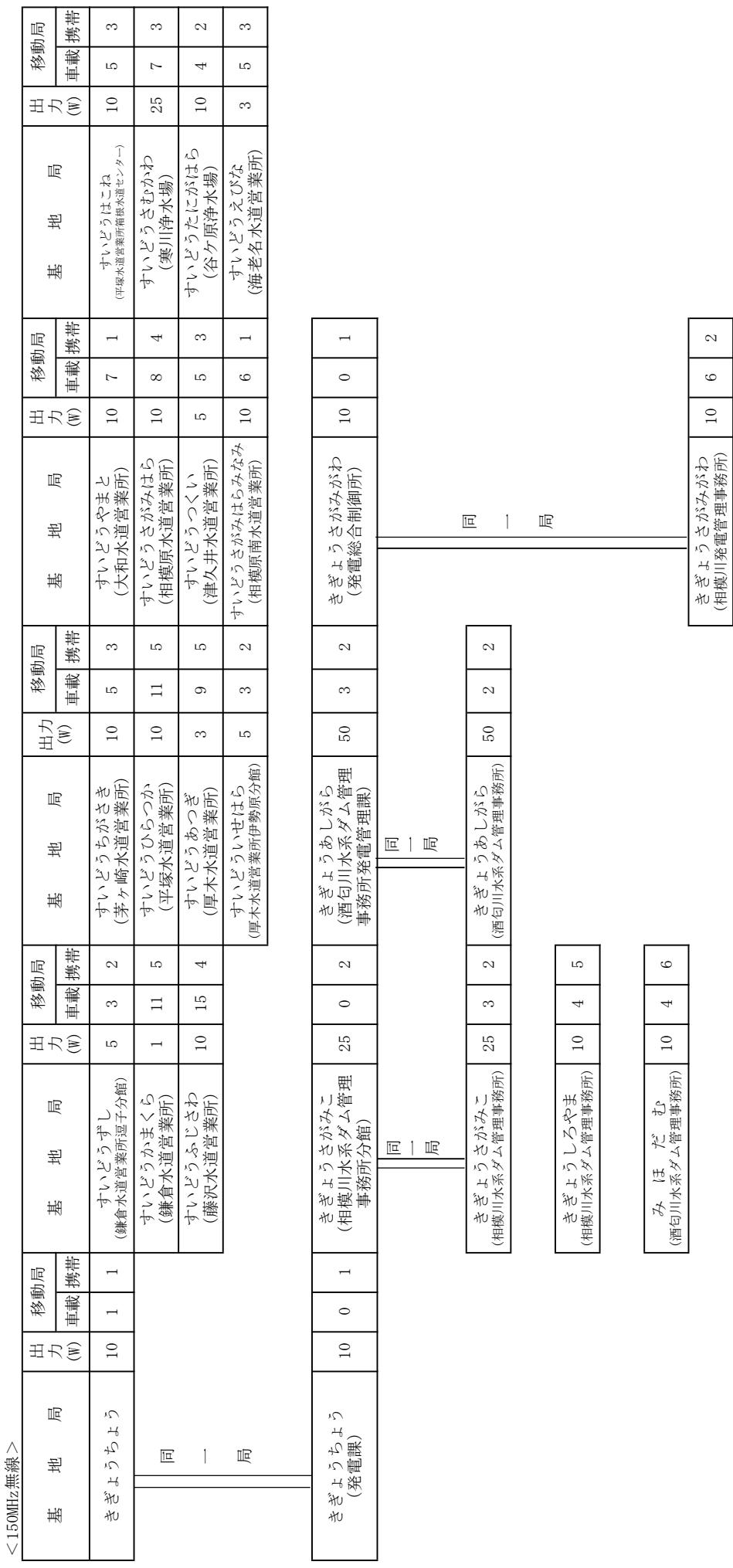
防災行政通信網構成機関及び回線系統図



資料 3-1-1-(2)
(企業局利水課、浄水課、発電課)

神奈川県企業庁無線系統図

(令和6年4月1日現在)



基地局と移動局（同一業務系統の場合）は、いずれとも通話可能。非常時には、あらゆる局相互の通話が可能

市町村防災行政無線整備状況一覧

令和6年4月1日現在

	沿岸	強化地域	親局	中継局	屋外方式	戸別方式	同報無線					移動無線													
							議員	本部要員	一般職員	住民組織	社会福祉施設	保育園幼稚園	学校	公設診療所	事業所	消防団員自宅	一般家庭	その他	基地局	中継局	車載型	可搬型半固定型	携帯型	統制局	中継局端末局
横浜市	○			4	318	1,133	12	443	192	179	97	26	11				24	0	75	601	847				
川崎市	○		1	3	558	365				103	31	4			227		5	0	26	422					
相模原市		○	1	1	400	0							0		0	0	0	0	0	0	84	159	85		
横須賀市	○	○	1	1	124	664	0	0	254	46	62	116	168	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平塚市	○	○	1	1	151												26	2	0	0	40	0	0		
鎌倉市	○		1	3	265	180	1	1	1	128	22	1					2	0	0	1	6	148			
藤沢市	○		1	2	226	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	40	226				
小田原市	○	○	2	1	119	123	4	3	109	1	5	2	11	22	4				0	5	10	56			
茅ヶ崎市	○		1		55	44													0	0	0	0	0		
逗子市	○		1		100	0											0								
三浦市	○		1																						
秦野市	○		1	1	115	52	2	0	0	0	22	3				0	0		2	51	111	28			
厚木市	○		1	2	277	0													0		65	25			
大和市			1		89	743													0						
伊勢原市	○	○	1	113	116		25	27	3	4	15	38	1	1	1	1	1	0	15	42	54				
海老名市	○	○	1	139	65					9	18	23				15			38	98	22				
座間市			1		50	150			0	28	27	24	54	4			13								
南足柄市	○	○	1	1	54	7,523											7,523	0	0	0	0	0	0		
綾瀬市			1		33	15,494	20	200	23	53	17	19	55	18	235	141	14,713	1	1	17	59	38			
葉山町	○		1	1	33													1	1	6	12	12			
寒川町	○		1		51	63	3	19	1	3	9	9			3	16	1	1	2	27	50				
大磯町	○	○	1		60													1	1	10	3	10			
二宮町	○	○	1	1	44													1	1	3	17	19			
中井町	○		1	1	30	1,487	12	30		17	2	3	46	0	78	128	1,171	1	1	1	14	6	50		
大井町	○		1	1	24	887	14	9	60	11	6	6	39	1	2	27	483	249	1	1	9	18	58		
松田町	○	○	1	5	19	868	12	1	26	2	3	23					777	24	1	1	10	8	17		
山北町	○	○	1	1	49	411											411		1	1	8	15	69		
開成町	○		1		27	720					2	4					714		1	1	11	29	51		
箱根町	○	○	1	1	84	498	13	24									18	378	1	1	9	20	20		
真鶴町	○	○	1	1	27	13				3	4	5	1				0		0	0	9				
湯河原町	○	○	1	1	73	130	14	20	11		6	4	23	5	6	4	37	0	0	0	0	13			
愛川町			1		80	126	14	3	21	5	9	10	29	0	24	11	0	0	0	0	0	0			
清川村			1	2	18	80	0	0	2	5	21	1	7	0	14	30	0	0	0	0	0	0			
合計	15	19	33	36	3,805	31,935	115	297	1,176	605	483	745	768	87	417	346	26,442	413	50	8	406	1,541	2,419	0	0

神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報 相互提供システムの運用に関する覚書

(趣旨) この覚書は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムにより映像情報を(ヘリコプター等による監視カメラ等)映像データレコード等、「三者」(以下同じ。)を神奈川県、横浜市、川崎市の三者(以下「三者」という。)で相互に送受信するにあたり、その運用を円滑に行うため必要な事項を定める。

(送受信の手順)

第2条 三者は、震度5弱以上の地震発生時など、映像情報を相互に共有する必要があると認められるときは、直ちに、映像伝送機器を操作するなど必要な措置を取るものとする。
2 送信側は、前項の措置が完了した後、映像情報を送信できる状態となつたときは、原則として受信側に行き渡り、原則として受信側が送信側の映像伝送機器に回線接続する。
3 映像情報の送受信は、原則として受信側に運送機器の搬入依頼に依頼する。
4 映像情報の送受信については、神奈川県災害対策課、横浜市災害対策室、川崎市防災対策室が窓口となり調整を行うものとする。

(映像情報等)

第3条 送信する映像情報は、原則として、送信側が、災害の状況を最も正確に伝えることが出来る映像を選択して送信するものとする。
2 受信側から映像情報の要更依頼について、送信側に災害応急活動等の実施などを依頼するものとする。

(防災訓練等)

第4条 三者は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムを活用した情報収集訓練を、災害時の情報収集体制と連携の強化を図るものとする。
2 前項の訓練等は、防災訓練等の機会を捉え、三者が連携して実施するものとする。

(目的外使用の禁止等)

第5条 本協定により得られた映像情報は、原則として災害応急対策の用途以外に使用しないものとする。

(協議事項等)

第6条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用時期)

第7条 この覚書は、締結の日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書3通を作成し、各機関記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年10月22日

神奈川県防災局長 橋本正後
横浜市総務局長 中島弘善
川崎市建設局長 引野憲治

かながわ減災プロジェクトの開設に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)と株式会社ヴェザーニューズ(以下「乙」という。)は、県民等との連携により、災害情報を円滑に集約し、甲の災害対策に活用するとともに、その情報を公表し、県民等の災害対応を支援することにより災害被害を軽減を図る事業を「かながわ減災プロジェクト」(以下「減災プロジェクト」という。)と位置付け、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携・協力により、減災プロジェクトを円滑に実施していくことを目的とする。

(連携・協力の内容)

第2条 連携・協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲及び県民等が災害情報を共有するためのウェブサイトの構築、管理及び運用
(2) その他前号に規定する事項の推進に当たり必要な事項

(役割分担)

第3条 甲及び乙は、次のとおり役割を分担して減災プロジェクトを進めるものとする。

(1) 甲の役割
ア 県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報
イ 甲の職員に対する減災プロジェクトへの参加の促進

(2) 乙の役割

ア 減災プロジェクトのウェブサイトの構築
イ 減災プロジェクトのウェブサイトの管理及び運用
2 前項各号に掲げる役割以外の事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(費用の負担)

第4条 甲及び乙は、前条の規定に基づき分担した業務に要する費用を、各自で負担するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を行うに当たって、相手方から秘密である旨が示された情報(各種媒体によるもののほか、口頭により提供されたものを含む。)を、書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(個人情報の保護)

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定に基づく業務を行うに当たっては、個人情報保護のため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 本協定に基づく業務に關して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないこと
(2) 本協定に基づく業務を處理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること

(3) 本協定に基づく業務を處理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要が最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集する

- (4) 本協定に基づく業務を処理するための収集、作成した個人情報をこの業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと
- (5) 本協定に基づく業務を処理するための収集、作成した個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することがないよう、当該個人情報の安全な管理に努めること
- (6) 前号の個人情報を取り扱う場所を標準化し、持ち出さないこと
- (7) 本協定に基づく業務を処理するため、私用のパソコン等を使用しないこと
- (8) 本協定に基づく業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと

- 2 本協定に基づく業務の処理において個人情報の漏えい等があつた場合には、速やかに被害を最小限にすることとともに、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあつた個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る実開示、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(協定の期間)

第7条 本協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の効力の満了の日から3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 第5条及び第6条の規定は、本協定の効力の満了後も存続するものとする。

(協定の変更・解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定を変更し、又は解除しようとする場合は、3か月の予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得るものとする。

(協議)

第9条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について定める必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年9月5日

甲 神奈川県知事 黒岩祐治

乙 東京都港区芝三丁目1番14号
株式会社ウェザーニューズ

代表取締役社長 草開千仁

災害時における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社 JDRONE（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に備え、相互の協力体制に話し、次のとおり協定を締結する。

(題旨)

第1条 この協定は、災害時における甲乙間の協力体制を構築することを目的とし、甲が乙に対して行う無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。）による協力要請手続等に關し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は災害時に、乙に対し、次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 被災状況等の情報収集に関すること
(2) 被災者の捜索または救助支援に関すること
(3) その他甲が必要とする業務に関すること
2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもつて要請するときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 要請理由

(2) 要請内容

(3) 履行の場所

(4) 履行の期日又は期間

(5) 担当者の所属、職・氏名及び連絡先

- (6) その他必要な事項
3 乙は、前項に基づき甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。
4 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

- 5 甲は、可能な限り災害時における乙の活動について、無人航空機の離着場所の確保その他の協力をするものとする。

(報告の手続)

第3条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を文書により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第5条 この協定に基づく協力に従事した乙の負傷、疾病、傷害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲の責に帰する場合は、この限りではない。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。
2 乙がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告し、その処置について、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第7条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。
2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲もいざれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものみなす。その後

においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

災害時等における無人航空機による協力に関する協定

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和2年7月27日

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社フレッシュハバス（以下「乙」という。）は、無人航空機を活用した相互連携を強化し、県の防災力向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、県の防災力向上に寄与し、災害等から県民の身体及び財産を守ることを目的とする。

神奈川県知事

黒岩祐治



甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビルディング17階

神奈川県知事

黒岩祐治



株式会社JD DRONE
代表取締役 酒井哲也

乙 東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビルディング17階

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携、協力して取り組むとする。
(1) 災災状況等の情報収集に関すること
(2) 被災者の捜索または救助支援に関すること
(3) 防災訓練やその他の地域防災イベントに関すること
(4) その他甲が必要とする業務に関すること
2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、隨時、情報を交換し、協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項については、甲乙合意の上、決定する。
3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、県内市町村や事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

（経費の負担）

第3条 甲及び乙が前条の規定により協力をを行うために要する費用については、双方協議の上、決定する。

（従事者の損害負担）

第4条 本協定に基づく業務に從事した乙の職員の負傷、疫病、障害又は死亡に際する損害補償については、労働者補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

- 第5条 乙は、本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
2 乙が本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の見直し)

- 第6条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(疑義の決定)

- 第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関する疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第8条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力が継続するものとする。

(協定の期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いづれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治
令和 4年 1月 26日

株式会社フレッシュハウス
代表取締役社長 中 村 秀

災害時における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）とNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に備え、相互の協力体制に關し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲乙間の協力体制を構築することを目的とし、甲が乙に対して行う無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。）による協力要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究の実施）

第2条 甲乙ともに平時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的な活動も行うものとする。
2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時に、乙に対し、次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 無人航空機による被災状況の調査
- (2) 無人航空機により撮影した情報を甲へ提供
- (3) 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
- (4) 作成した地図データの甲への提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める
2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもつて要請するときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 要請理由
 - (2) 要請内容
 - (3) 履行の場所
 - (4) 履行の期日又は期間
 - (5) 担当者の所属、職・氏名及び連絡先
 - (6) その他必要な事項
- 3 乙は、前項に基づき甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。
4 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、速やかに乙に連絡するものとする。

その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

5 乙は、乙の意思により航空法第132条に規定する飛行禁止空域において無人航空機を用いた活動するときは、事前に甲とことで協議を行い、甲の承認を得るものとする。

6 甲は、可能な限り災害時における乙の活動について、無人航空機の離発着場所の確保その他の協力をするものとする。

7 乙は甲が設置する災害対策本部航空機運用調整班との情報連携を密にする。

（活動報告等）

第4条 乙は、前条第1項に基づき行った活動に関する報告や成果物の納品を、該活動の完了後速やかに、甲の指定する方法により甲に対して行うものとする。

2 乙は、前条第1項で得られた情報又は作成した地図を第三者に公開若しくは提供する場合には、甲の承認を得るものとする。

3 乙は、前条第5項に基づき乙が実施した業務によって得られた成果物は、甲と共有するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項に基づき乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 第3条第5項に基づき乙が実施した業務に要した費用は、乙が負担するものとする。

（従事者の損害賠償責任）

第6条 この協定に基づく活動による乙の負傷、疾病、傷害又は死亡に関する損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲の責に帰する場合は、この限りではない。

（第三者への損害賠償責任）
第7条 乙は、この協定に基づく活動の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

2 乙がこの協定に基づく活動の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制等の確認）

第8条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。
2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれかからも何ら意図表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

(協定の見直し)

第11条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じたものについては、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和4年12月20日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

令和4年12月20日

乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
NPO法人クライシスマッハーズ・ジャパン
理事長 古橋 大地

災害時における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県ドローン協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に備え、相互の協力体制に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時ににおける甲乙間の協力体制を構築し、甲が乙に対して行う無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第222項に規定する無人航空機をいう。）による協力要請手続等に関し必要な事項を定めることにより、無人航空機を活用した相互の連携を強化し、県の防災力向上に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲は災害時に、乙に対し、次に掲げる事項について要請することができる。

(1) 被災状況等の情報収集に関すること

(2) 被災者の捜索または救助支援に関すること

(3) その他甲が必要とする業務に関する事務に関すること

2 前項に定める甲の要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもつて要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 要請理由

(2) 要請内容

(3) 償行の場所

(4) 履行の期日又は期間

(5) 担当者の所属、職・氏名及び連絡

(6) その他必要な事項

3 乙は、前項に基づく甲からの要請に可能な限り協力するものとする。

4 甲は、第1項の規定による要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、要請の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

5 甲は、可能な限り災害時における乙の活動について、無人航空機の離発着

場所の確保その他の協力をするものとする。

(活動報告等)

第3条 乙は、甲からの要請に基づき行った活動に関する報告や成果物の納品を、当該活動の完了後速やかに、甲の指定する方法により甲に対して行うものとする。

(経費の負担)

第4条 本協定に基づき乙が支出した交通費等の活動に必要な実費相当額について甲が負担するものとし、その他の費用については乙が負担するものとする。

(従事者の損害賠償責任)

第5条 本協定に基づく業務に従事した乙の職員の負傷、疫病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲の責に帰する場合は、この限りではない。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
2 乙が本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第7条 甲及び乙は、災害等発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。
2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の見直し)

第8条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都

度協議し変更を行うものとする。

(疑義の決定)
第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に關し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いわゆからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間本協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(秘密の保持等)

第11条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和4年12月21日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩祐治

乙 神奈川県横浜市中区上野町1-12-301

一般社団法人 神奈川県ドローン協会
理事長 橋口普

災害時等における避難施設の情報提供に関する協定
神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害時等における避難施設の情報提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第1条 本協定は、災害に備え、甲、神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）及び乙が互いに協力して、県民等に対して必要な情報を提供する手段を充実させ、災害による被害を最小化することを目的とする。

（協定内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。ただし、市町村と乙の間ににおいて、本協定と別に、有効な協定等が締結されている場合は、当該内容を優先する。

（1）甲は、市町村と協力して、避難施設の開設状況等の情報を乙に提供すること。
（2）乙は、甲から提供された情報を乙の運営するインターネットサービス上に掲載するなどし、広く県民等に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。
2 前項の規定にかかるらず、期間満了日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月9日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治

市町村消防計画の基準

昭和41年2月17日消防庁告示第1号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第十五号〔現行＝第十四号〕の規定に基づき、市町村消防計画の基準を次のように定める。

市町村消防計画の基準

（目的）
第1条 この基準は、市町村が作成する消防計画について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 消防計画は、市町村の消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図ることとともに、防災活動の万全を期することを主眼とするものでなければならない。

（消防計画の大綱）

- 第3条 消防計画の大綱は、次のとおりとする。
 1 消防力等の整備に関すること。
 2 消防のための調査に関すること。
 3 防災教育訓練に関すること。
 4 災害の予防、警戒及び防護に関すること。
 5 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
 6 その他災害対策に関すること。

（消防計画の内容）

第4条 消防計画の内容は、別表のとおりとする。

（消防計画の修正）

第5条 市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるとときは、これを修正しなければならない。

附 則
この告示は、昭和41年4月1日から施行する。

計画の種別	計画の指針	計画の項目	別 表
一 組織計画	市町村の消防機関が災害に對処するための組織に關する計画をたててお	一 事務機構 (一) 平常時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構	

		<p>カ その他火災防ぎよ訓練</p> <p>(三) 水災防ぎよ訓練</p> <p>ア 基本訓練</p> <p>イ 水防訓練</p> <p>ウ 浸水地域内火災防ぎよ訓練</p> <p>(四) 救助急救訓練</p> <p>ア 救助訓練</p> <p>イ 救急訓練</p> <p>(五) 総合防災訓練</p>
五 災害予防計画	災害を未然に防止し、被害を最小限度に止めるための計画をたてておく。	<p>一 火災予防指導</p> <p>(一) 防火管理者</p> <p>(二) 危険物取扱主任者</p> <p>(三) 消防設備士</p> <p>(四) 各団体等</p> <p>二 火災予防査察</p> <p>(一) 査察対象物の指定</p> <p>(二) 査察の実施</p> <p>ア 定期査察</p> <p>イ 臨時査察</p> <p>ウ 特別査察</p> <p>三 風水害等の予防指導</p> <p>四 広報活動</p>
六 警報発令伝達計画	異常気象時ににおける火災警報等を発令、解除、伝達及び周知するための計画をたてておく。	<p>一 火災警報</p> <p>(一) 警報発令及び解除</p> <p>(二) 警報の伝達及び周知</p> <p>二 その他警報の伝達及び周知</p>
七 情報計画	災害の状況を収集し、関係機関に報告、通報するための計画をたてておく。	<p>一 情報収集</p> <p>(一) 情報報告及び連絡</p> <p>(二) 情報広報</p> <p>(三) 情報記録</p> <p>四</p>
八 火災警防計画	火災を警戒し、及び鎮圧するための計画をたてておく。	<p>一 消防職員及び消防団員の招集</p> <p>(一) 火災警報発令時</p> <p>(二) 通常火災時</p> <p>(三) 非常火災時</p> <p>(四) その他火災時</p> <p>二 出動</p> <p>(一) ていき</p> <p>(二) 通常火災</p> <p>(三) 非常火災</p> <p>(四) 応援</p> <p>(五) その他</p> <p>三 警戒</p> <p>(一) 火災警報発令時</p> <p>(二) 災害時</p> <p>(三) その他</p>

く。	<p>(二) 非常災害時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構</p> <p>二 災害時の消防隊の編成</p> <p>(一) 通常災害</p> <p>ア 消防本部及び消防署の部隊編成</p> <p>イ 消防団の部隊編成</p> <p>(二) 非常災害</p> <p>ア 消防本部及び消防署の部隊編成</p> <p>イ 消防団の部隊編成</p> <p>ウ</p>	<p>一 消防力等の現況</p> <p>(一) 人员</p> <p>(二) 施設</p> <p>(三) 资器材</p> <p>二 消防力等の増强</p> <p>(一) 人员</p> <p>(二) 施設</p> <p>(三) 资器材</p> <p>三 消防力等の更新</p> <p>(一) 施設</p> <p>(二) 资器材</p> <p>四 施设及び资器材の整备点检</p> <p>(一) 定期</p> <p>(二) 灾害后</p>
三 調査計画	災害に対して、的確な防災活動ができるための、調査に関する計画をたてておく。	<p>一 消防地理調査</p> <p>二 消防水利調査</p> <p>三 灾害危険区域等調査</p> <p>四 被害想定図の作成</p>
四 教育訓練計画	消防職員及び消防団員を教育訓練するための、計画をたてておく。	<p>一 教育</p> <p>(一) 学校教養</p> <p>(二) 一般教養</p> <p>(三) 委託教養等</p> <p>二 訓練</p> <p>(一) 基礎訓練</p> <p>(二) 規律訓練</p> <p>ア 車両訓練</p> <p>イ 操法訓練</p> <p>(二) 火災防ぎよ訓練</p> <p>ア 基本訓練</p> <p>イ 建物火災防ぎよ訓練</p> <p>ア 林野火災防ぎよ訓練</p> <p>イ 船舶火災防ぎよ訓練</p> <p>エ 車両火災防ぎよ訓練</p>

市町村消防計画の基準の制定について

昭和41年2月17日 自消乙教第2号
各都道府県知事あて 消防庁次長

消防組織法第4条第15号〔現行＝第14号〕の規定に基づき、別添のとおり市町村消防計画の基準を定めたので、次の点を御了知のうえ、消防計画の作成について管下市町村をよろしく御指導願いたい。

記

	四 通信 (一) 平常時の通信体制 (二) 非常時の通信統制	一 望楼 (一) 望楼の指定 (二) 望楼登見区域図
	五 望楼 (一) 望楼の指定 (二) 望楼登見区域図	六 火災防ぎよ (一) 危険区域 (二) 特殊建物 (三) 危険物 (四) 放射性物質 (五) 林野 (六) 船舶 (七) 車両 (八) その他
九 風水害等警 防計画	風水害等を警戒し、及び 防ぎよするための計画を たてておく。	一 消防職員及び消防団員の募集 二 出動 三 資器材の配備 四 監視警戒 五 事前措置の指示の方法 六 通信統制 七 応急給食
十 避難計画	住民の生命、身体を災害 から保護するための避難 に関する計画をたててお く。	一 勧告及び指示の基準 二 勧告及び指示の伝達 三 避難場所の指定及び誘導方法 四 避難場所の警戒
十一 救助救急 計画	傷病者が発生したとき に救助救急を的確に行な うための計画をたててお く。	一 非常募集 二 出動 (一) 平常時 (二) 非常時 三 通信統制 四 医療機関等との協力体制 (一) 平常時 (二) 非常時
十二 応援協力 計画	市町村相互及び関係機 関等との応援協力に關す る計画をたてておく。	一 協定機関 (一) 地方公共団体 (二) 関係機関 (三) その他団体 二 応援の方法 三 資料の交換

消防機関が災害に對処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定めるものとすること。

ア 平常時と非常時の区別は、原則として市町村の消防団員を全員招集するまでに至らないものを平常時とするが、この区別は市町村が災害に對処し得る能力によって異なる扱いすること。

イ 事務機構は、平常時、非常時ごとの事務分掌とし、消防団の場合においては、消防団本部の係までの事務分掌とすること。(なお、非常時における消防団の事務機構は、常備消防部について定めること。)

ウ 災害時の消防隊の編成には、機器材の配備をも含めたものであること。

エ 非常災害時の部隊編成は、災害の態様により異なるが大別すれば、火災時、風水害等時、人為災害時の編成に区分されるものであること。(なお、消防団についての部隊編成は、通常災害時と非常災害時の区分はしないが、消防団常備消防部設置の市町村は、区分すること。なお、計画には、災害時の対策本部、現場指揮本部等の編成が考慮されなければならない。)

オ 訓練機関については、消防組織法第9条第4号の規定に基づき、市町村に設置されている訓練機関をいうものであること。(なお、現在訓練機関が設置されているものは、東京消防庁消防学校、名古屋、京都、大阪、神戸の各市消防学校である。)

(2) 消防力等の整備計画

消防力等の現勢を把握し、消防力の基準にのっとり当該市町村の社会構造の変化に対処できる増強計画とするが、計画は長期にわたりることなく通常5箇年次の整備計画とする。また、消防力等の更新についても併せて検討し、補完されなければならないものとする。

ア 消防力等は、人員、施設、資器材をいい、施設は、機械、庁舎、水利、消防通信等で資器材は、ホース、吸管、消火薬剤等とし、計画策定時の現有勢力を把握しておくこと。

イ 消防力等の更新は、施設、資器材の現勢を更新するものであり、耐用年数と資器材の性能等を考慮した整備計画とすること。

ウ 施設及び資器材の整備点検は、消防訓練礼式の基準にのっとり、当該市町村の通常点検、特別点検の日時、点検者、点検対象種目、点検後の処置等について計画するものであること。

調査計画

消防機関が災害に對処して、適切な防ぎよ活動を行うことができるよう定期又は臨時に消防地理、消防水利および災害危険区域等を調査するための実施計画を作たてるとともに実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した場合の被害想定図を作成するものである。

ア 消防地理調査は、消防活動をするうえでの地形、地物、道路、河川等の状況の変化について調査する計画とし、その際には消防機械等の配備についても併せて検討すること。

イ 消防水利調査は、消防活動に必要な消防栓、貯水池等の消防用水利の状況の変化について調査する計画を定めておくこと。

ウ 災害危険区域等の調査は、木造密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高压

ガス、R I 等災害発生に際し拡大災害になるおそれのある箇所あるいは高層建物、大規模木造建物等の特殊建物について調査しこれを指定するために行なうものであること。

エ 災害危険区域等を指定したのちの事情の変化について定期又は臨時に調査する計画を定めておくこと。

オ 被害想定図は、水害時に被害が及ぼす範囲をあらゆる角度から検討し、その結果を図示しておくこと。

(4) 教育訓練計画

市町村の消防が、その任務を達成するためには消防団員の資質の向上を図る必要があるので、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防ぎよ知識の習得と技能の鍛錬を図るように計画されなければならないものである。

ア 教養基準にのっとって消防職団員を消防学校あるいは消防大学校の初任、現任、専科へ派遣する計画とその他職場教養、消防機関以外への委託教養等を実施する計画とすること。

イ 基準訓練は、消防職員の基本となるものであるから、消防人の行為の基準をたてる徒歩訓練、礼式を反覆する訓練し、消防諸般の要求に適応させる計画をたてるとともに、消防活動が有効適切に措置できるよう車両操練、操法訓練は重點的に行なうよう計画をたてておくこと。

ウ 火災は、初期においてこれを防ぎよしなければならないので、有事に際して迅速、適切な火災防ぎよ活動ができるよう、消防人の行動の基準を对象とした訓練を重ね、消防技能の向上を図るために計画をたてておくこと。

(ア) 基本訓練は、招集、出動、水利統制、人命救助、避難誘導、警戒、通信連絡、破かい消防、水損防止等について年度計画をたてること。

(イ) 建物、林野、船舶、車両、その他危険物等の火災防ぎよ訓練計画は、訓練の期日、訓練の種目、訓練の実施部隊等について年度計画をたておくこと。

エ 水災に對処する消防機関の役割を十分に果たすことができるよう水災防ぎよについて演練し、熟達の域に達する計画をたてておくこと。

(ア) 基本訓練は、招集、出動、水防工法、人命救助、避難誘導、通信連絡、情報収集等の訓練について計画をたてること。

(イ) 水防訓練は、消防機関が行なう水防の総合訓練であり、その期日、実施場所、実施部隊等具体的に計画すること。

(ウ) 水害が発生した場合カーバイト等に起因する火災、炊事用、暖房用の燃料又はローソク等の火気使用による火災に對処する被災地の火災防ぎよ訓練計画をたてること。

オ 傷病者の救助、救急は、人命尊重が叫ばれている現今では重要なことであるので迅速な处置ができるよう訓練計画をたてること。

カ 大規模災害に對処するため、他の防災機関と合同して行なう総合訓練が予定される場合には消防機関として参加する計画をたてておくものであること。

(5) 災害予防計画

科学技術および産業経済の発達と社会生活の向上によって災害発生の機械は逐年増加しているので、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具および危険物等の予防査察を行なう一方、一般国民の災害予防に対する協力体制を確立

させるものである。

ア 火災予防は、消防機関のみでは不十分があるので、民間人による自主的予防体制を確立し万全を期す必要がある。それには、定期又は臨時に防火管理者、危険物取扱主任者、消防設備士、又は各種団体等を対象とした講習、現地指導、消防相談等適切な指導が行なわなければならないので実効性のある指導計画を樹立しておくこと。なお、各団体等とは、B・F・C、町会、婦人団体、業種別組合等であるが、防火管理者をおかない50人未満の消防対象物の所有者、管理者又は占有者等を含むものであること。

イ 常時区域内の防火対象物の状態を把握し、万一の場合に遺漏なきを期するため、防火対象物に立ち入ってその位置、構造、設備及び管理状況について検査し、危険な防火対象物に対する改修等の措置命令をすることは消防機関に与えられた重要な権限である。これを効果的かつ、合理的に行使できるよう、具体的な火災予防検査計画をたて万全を期さなければならぬものであること。

(7) 査察対象物は、林野、車両、船舶、建築物、工作物、危険物等（高压ガス、火薬類、毒物、劇物、放射性物質を含むものとする。）の対象物表を詳細に作成すること。

(1) 査察は、定期、臨時（年末年始、祭礼、新築、増築等が必要と認めるととき、又は住民等から要請があったとき）特別（緊急に査察を必要とするとき）に区分し、対象物、査察班の編成および任務分担、期間等についての計画をたてる。なお、査察報告、改修等の措置命令、資料提出等の平常業務は、本計画外とする。

ア 風水害等の予防指導は、風水害等により被害が事前に想定できるものは被害発生の予想ができる危険区域について予防指導パトロールを実施するための指導班の編成、受持分担地区等について計画すること。

エ 災害を未然に防止するには、地域住民の積極的な協力がえられなくてはならないので、常時の広報活動はもちろんのこと、年間の火災又は災害の多発時期あるいは災害予防運動期等に、消防機関による広報活動又は報道機関、民間団体等の協力による広報活動を計画しておくこと。

(6) 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令および解除の基準を定め、その伝達および周知方法等を計画するものである。

また、火災以外の警報を地域住民に周知させる機関として消防機関が指定されている（災害対策基準法第5・6条の規定に基づく市町村の伝達及び警告義務があるかじめ消防機関に委任されているとき。）場合には、警報の伝達および周知方法等について計画するものとする。

ア 火災警報信号は、消防法施行規則に規定され、発令条件基準は、「昭和24年4月12日付国消管発第136号消防信号の取り扱いについて」の通知により示されているが、地方的特殊事情を加味した発令条件および解除条件を定めること。

イ 火災警報信号の打鍵の責任者、サイレン吹鳴責任者、吹流し、旗、掲示板の設置場所掲示又は降下の責任者、口頭伝達の系統、広報車の活動範囲等を計画すること。

ウ その他の警報については、気象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報又

は警報の発令について市町村長から伝達を受けた場合、消防機関の下部機間にに対する伝達の責任体制を確立するとともに、それを地域住民に周知させる機関として指定されているときには、周知方法（責任体制、広報車使用等）を確立しておくこと。

(7) 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立しておくものである。

ア 灾害情報収集については、下部機間ににおける情報調査収集の責任体制を確立しておくこと。

イ 灾害情報報告および連絡については、消防機関が情報収集したもの市町村長等に報告および連絡する責任体制を計画しておくこと。

ウ 灾害の情報広報は、原則として市町村長が行なうが、火災の広報のようにあらかじめ市町村長よりゆだねられているか、あるいは、事実行為として広報活動しているものについて、有線電話、広報車、口頭伝達、報道機関、掲示板等を利用する時期、責任者の指定、受持分担地区等について計画すること。

エ 灾害情報の調査表の様式、被事情況の記録写真の形式を定めるとともに、情況調査表、報告書、記録写真、広報資料等の編集又は保存の方法について定めておくこと。

(8) 火災防護計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究および科学的な理論と経験に基づく防ぎよ技術が最高度に發揮されなければならない。それは、地形、地域別、構造的、気象別等の特異の火災に対処するため、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防ぎよ効果を高度にあげよう消防職団員に習熟させるものとする。

ア 火災を鎮圧するには、急速に、これに対処しなければならないので、通常火災時、非常火災時、火災警報時、その他火災時ごとに所要の消防職団員の人員の確保、参集場所、招集地域、招集基準等について具体的に計画をたてておくこと。

イ 出動計画は、出動区域、火災規模および特殊な消防対象のごとに出動人員、出動車両等を定めるものであること。

（7） てい察出動は、望楼又は付近住民より怪煙報告又は通報があつた場合に、現場のてい察に当たらせるものとし、出動隊を地域ごとに定めておくこと。

（8） 通常時、非常時の区分は、組織計画の災害時の区分によるものであるが、市町村によっては通常出動を第1出動、第2出動等に区分することができるものであること。

（9） 応援出動には、残留警備力を考慮するとともにあらかじめ応援出動隊を指定しておくこと。

（10） その他の出動は、タンクローリー等の転ぶくによる洗じよう及びガスマれ等による危険排除のための特別な作業に対処する出動隊を定めておくものとすること。

ウ 気象状況が悪化した場合、その他火災発生の危険あるとき又は火災発生によつて著しく混乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには厳重な警戒を実施し、消防自体の出動の迅速を図ることも、巡ら警戒によって一般

人を指導し、あるいは災害の未然防止を図るため警戒班の編成、警戒の時期、警戒場所等を定めておくこと。なお、災害発生の際ににおける報告責任体制を確立しておくこと。

エ 火災は、火災専用電話（119）、加入電話、火災報知機、かけつけ、望楼等により、消防本部、署、市町村役場（消防団地区）が覚知したのち、招集、出動の指令、報告通報等の活動が、開始されるので、緊急な通信を確保するための体制を確立しておくこと。なお、計画策定にあたっては、火災専用電話、加入電話が同一市町村内で入り乱れて通信される区域あるいは、火災専用電話が他市町村の消防機関に通信される地域等の特殊事情が配慮されなければならない。

(7) 平常時、非常時ににおける消防通信の区分は、その内容の緩急、重要度により異なるが、平常時にあつては、呼出信号の統制、通信手段の使用の区分通信の優先順位等を定めておくこと。

(8) 平常時にあつては、通信施設を最高度に發揮できるよう緊急通信を確保するため通信の優先順位を定めておくこと。

オ 望楼は、火災の早期発見上欠くことができないものであるから、異常気象時、あるいは火災多発期における望楼勤務体制を確立しておくこと。

(7) 望楼は、各所に点在しているが、平常時は特別な地域の望楼のみに依存しているのが実績であるので、見張警戒をする望楼を指定し、（平常時、異常気象時、火災多発期別とする。）望楼勤務時間等を定めておくこと。

(1) 望楼発見区域図は、発見の可能な地域、困難地域、不能地域を望楼ごとに色別図を作成するものとすること。

カ 火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大又は人命危険が予想される区域、危険な建物、重要な建物、危険物、放射性物質等これに対する火災防ぎよ体制を確立するとともに、林野、船舶、車両等についても地方的要素をとり入れた火災防ぎよ計画を策定しなければならないものである。については、計画を策定する際には、各種事業を縦密周到に検討し、市町村の消防力に応じた防ぎよ計画を確立することが望まれるので、次の点に留意して検討されなければならないものであること。

- a 防ぎよ上必要な消防力の予定数および出動隊
 - b 各隊の到着時分および部署すべき予定水利
 - c 人命検索および救助計画（火災に伴う小規模なもの）
 - d 各隊の侵入方法、防ぎよ担当面
 - e 延焼防止のため消防力を集中する場所
 - f 破かい消防を行なう場合の破かい箇所
 - g 飛火警戒の方法
 - h 避難誘導および予定場所
 - i 断滅水時、多発時、降雪時、烈風時等の場合の方策
 - j 特殊事情に対処する方策
- (7) 危険区域の火災防ぎよ計画は、調査計画により指定されている危険区域について計画図を作成すること。
- (1) 特殊建物は、各種消防事象より判断して延焼拡大のおそれのある建物あるいは人命に対する危険性が潜在する建物等で火災防ぎよ活動に困難性がある

建物の防ぎよ計画図および建物配置図を作成すること。

(ウ) 危険物の中には、水による消火不可能な化学製品等多数存在するので延焼物件に応じた防ぎよ計画図を作成すること。なお、危険物には、高压ガス、火薬類、毒物、劇物を含むものとする。

(エ) 放射性物質は、時代の要求にしたがい、ますます増加の一途をたどりつつあり、消防隊員のみならず一般住民に及ぼす影響が大きいので、貯蔵、使用場所の確認と汚染による損害を軽減するための防ぎよ計画を定めておくこと。なお、計画策定にあたっては、取り扱っている建物の平面図、立面図、配置図を作成し、防ぎよには、水利部署、進入口等を関係者と打ち合わせ、危険物排除に留意した計画とすること。

(オ) 林野火災防ぎよには、点在する林野の種別を色別とした防ぎよ縦横設定箇所を図示すること。なお、林野火災には、通常山風、谷風があり、海岸の林野には海風の影響があるのでも、地方的な要求に応じて災害発生のおそれのある林野を指定し、防ぎよ計画を作成するものである。

(カ) 船舶、車両の火災防ぎよは、船舶においては、出入する標準船舶、車両における標準客、貨車又は特殊自動車を対象とした防ぎよ計画を作成すること。

(キ) その他には、地下鉄、地下街、地下車庫、変電所等で該当消防機関が特に必要と認めるものの防ぎよ計画を作成すること。なお、水利統制を必要とする場合は計画しておくものとする。

(9) 風水害等警防計画

風水害は大部分が台風あるいは出水に起因するものであり、水害、風害、高潮等による損害は各般に及ぶものである。更に、集中豪雨による地すべり等、降雪による雪害、又は地震等による被害が予想される。このような災害に対処するための体制には、災害対策基本法の施行に伴い、すでに、国、都道府県、市町村において確立されているところであるが、消防機関の役割については、この計画にのつとり、災害防ぎよに当るものである。計画の策定にあたっては、地域の実情に即応し、かつ臨機応変の活動ができるような計画とし、活動面でそこをきたさないよう配意する必要がある。

ア 災害発生のおそれのあるとき又は発生した場合に応急対策あるいは、災害を防止し又は軽減するため、所要の消防職員の確保、参集場所、招集地域又は招集基準等について定めること。

イ 災害警戒態勢は、気象情報および情報収集により入るので、関係機関との連絡を密にして、あらかじめ被害が予想される地域に資器材を適切に配備する計画を定めておくこと。なお、資器材の配備の際に使用する車両の台数および借上先等の公用調達についてもあらかじめ定めておくものとする。

ウ 灾害を未然に防止し、直ちに防ぎよ活動が行われるよう、警報発令下の監視警戒を重点的に行ない、特に危険箇所の常時警戒を行うための計画を定めておくこと。

(ア) 監視警戒を行なうための時間、場所、人員、警戒巡視の順路等について定めておくこと。

(イ) 河川堤防又は高潮に対する警戒基準を定めておくこと。

(ウ) 監視警戒中の災害の発生および異常現象を発見した場合の通報の責任体制、

利用手段等を定めておくこと。

エ 事前措置の指示には、災害の発生のおそれのあるとき又は災害の発生したときその災害を拡大させると思われる設備、又は物件の所有者、占有者に対する消防機関が行ない得る範囲とその方法を定めておくこと。

オ 通信統制は、原則として消防の保有する通信手段により実施するが、特に風水害時の通信体制については危険地域の現場からの電話有線放送など利用できる施設を指定しておくこと。なお、風水害時には、有線の使用不能が予想されるので隣接市町村とも協議して、消防無線および携帯無線の有機的な活用を図り、被災地との情報連絡が直ちに入手できるよう計画しておくこと。

カ 風水害等の警防は火災時と異なり、消防職員を長期に警戒又は防ぎよに当らせるので、消防職員の応急給食、又は飲料水の確保について十分な配慮を必要とする。それがためには、応急給食の調達方法等を事前に定めておく必要があるので、災害の程度に応じた適切な計画をたてておくこと。

(10) 避難計画

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難の勧告、指示、避難経路、避難先等を具体的に定めておくこと。

ア 避難の指示勧告は、市町村長から消防機関にあらかじめ委任されている範囲について定めるものであること。

イ 地域の実績に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から事前避難、緊急避難、収容避難に区分されるが、その勧告、指示の基準をあらかじめ定めておくこと。

(11) 救助救急計画

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急的確に行われるよう計画を定めておくものとする。

ア 本計画には、消防機関が救助、救急に対処するものについて策定するものであるが、火災又は風水害等に伴う小規模の救助、救急については、それぞれの計画において定めるもの支障ないものであること。

イ 災害が発生したとき、消防職員の非番員又は消防団員を招集し、救助、救急にあたらせるための招集計画を定めておくこと。

ウ 出動計画は、平常時、非常時別に区分すること。

エ 災害発生時に有機的な救助、救急活動ができるよう通信には内容の重要度に応じた優先順位を定めておくこと。

オ 地域住民を救助、救急した場合直ちに医療処置ができるよう医療機関と事前に協力体制を確立しておくこと。

(7) 救急医療機関との協力体制を確立しておくこと。

(f) 非常時の際ににおける救急医療機関以外の医療機関との協力体制を確立しておくこと。

(4) 非常にには、災害のため医療機関の機能が不足し、あるいは混乱し、治療の途がとざされることは予想されるので、災害による傷病者に対する応急措置が実施できるよう次の事項を中心とした計画をたてておくこと。

オ 医療班（医師、看護婦）の編成

イ 医薬品の確保

カ 応急救護所の指定

ウ その他

(12) 応援協力計画

災害の発生に際して、当該市町村のみでこれに対処することができないので相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておくこと。なお、応援協力は、口頭又は慣習によることなく、必らず、文書をもつて締結しておくものとすること。

ア 協定機関とは、協定している市町村、警察、海上保安部、日赤、自衛消防隊、ガス会社、電力会社等をさるものである。

イ 応援の方法として、応援する場合と応援を受ける場合とがあるが、いずれの場合でも応じられる体制を計画に定めておくこと。

(7) 双方の連絡先、電話番号、連絡責任者を定めておくこと。

(f) 具体的な応援部隊の人員及び機器器材の数等を定めておくこと。

(g) 応援部隊の集結場所および誘導方法について定めておくこと。

ウ 応援協力には、双方の資料および図面等が必要であるので、詳細な資料を交換するよう定めておくこと。

震災対策に係る市町村消防計画の見直しについて

昭和54年12月6日消防第125号各都道府県
消防主管部長並て消防課長通達

大規模地震対策特別指置法(昭和53年6月15日法律第73号)の施行により、地震防災対策強化地域においては、地震防災強化計画の策定をはじめ、種々の対策が推進されているところであり、消防機関においても、警戒宣言等が発せられた場合の地震防災対策及び地震発生時ににおける活動計画について、鋭意検討中のことと思料するが、消防機関の消防計画については、左記事項に留意のうえ、地域の実情に応じた見直しを行い、万全を期するよう、よろしく御指導願いたい。

なお、地震防災強化地域以外の市町村にあっても、この際、必要な見直しを行うよう、よろしく御指導願いたい。

記

1 組織計画について

警戒宣言が発せられた場合、消防機関は、総力を挙げて警戒態勢をとることになるが、そのための事務機構及び部隊編成を定めておくこと。この事項に留意すること。

(1) 地震予知情報、警戒宣言が発せられた旨の情報等の処理手順について具体的に定めておくこと。

(2) 警戒宣言が発せられた場合には、市町村に警戒本部が設定されるほか、各防災関係機関も警戒態勢をとるのと、これらの機関との連携体制については十分分配慮すること。

(3) 警戒宣言が発せられた場合は、通信、交通が混乱することも予想されるので、消防職員の非常召集の連絡方法、集合場所、輸送手段等については、このような事態をも考慮したものとすること。

2 消防力等の整備計画について

(1) 現行の整備計画を震災対策の観点から再検討し、必要な消防力を早急に整備するものとすること。

(2) 震災時における消防活動に必要な庁舎(非常電源装置等を含む)等の耐震性及び耐火性の強化を図ること。

(3) 震災時には、消火栓は水圧の不足等の事態が予想されるので消火栓のみに偏らない水利配置を考慮すること。また、避難地、避難路等周辺における消防水利についても、特に充実すること。

(4) 警戒宣言等が発せられた場合は、庁舎、機械器具等の点検等を行うほか、積載器具の増強(例えば、ホースの増載等)等の措置を講ずること。また、緊急水利については、大規模地震対策特別指置法附則第六条による改正後の消防法第三十六条の二を活用して事前に確保を図るものとすること。

3 調査計画について

消防地理、消防水利、災害危険区域等については、常に最新の状況を把握しておくとともに、地震時において予想される道路災害、水利障害等の消防活動上の生涯についても把握しておくこと。

(3) 通信体制の混乱が予想されるので、状況に応じ、無線の通信統制を行うほか、極力二次、三次の代替通信手段を確保するものとすること。

4 教育訓練計画について

警戒宣言が発せられた場合及び震災時ににおける迅速、適切な消防活動を確保するため、消防職員に対し、必要な知識を習得させ、また十分な訓練を実施しておくこと。この場合、特に次の事項に留意すること。

(1) 消防職員に対して実施すべき教育の主な内容は次のとおりである。

ア 警戒宣言等の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 予想される自信及び津波に関する知識
ウ 警戒宣言等が発せられた場合並びに震災時における消防機関及び関係機関の活動計画

(2) 警戒宣言等が発せられた場合及び地震が発生した場合を想定し、それぞれの場合に消防機関としてるべき対策について、図上及び実地訓練を実施すること。

5 災害予防計画について

(1) 震災時の被害を最小限度にとどめるためには、自信による火災の発生を防止することが最も肝要であるので、あらゆる手段をもって、出火防止の徹底を図ること。特に石油ストーブ等の耐震化並びに地震発生時における火気に対する注意及び初期消火の徹底を図ること。

(2) 大規模地震対策特別指置法第七条により地震防災応急計画の作成を義務づけられている防火対象物、危険物施設等に対する計画の作成及びこれに基づく自主防災体制の確立の指導を行うこと。

(3) 震災時において予想される火災の同時多発、救急、救助要請の多発に対しては、消防機関の活動のみでは十分に対応できない事態も予測されるので、特に初期消火及び負傷者の救出、救護の面においては、住民の自主防災組織活動について育成指導を図ること。

6 警報発令伝達計画について

警報発令伝達計画については、市町村の計画に定めるとところにより、消防機関の任務とされることが予想されるが、その場合には、警報伝達の方法について具体的に定めておくこと。この場合、特に次の事項に留意すること。

(1) サイレン、警鐘により地震防災信号を発する場合には、その信号の趣旨を事前に十分周知しておく必要があること。

(2) 居住者等に対する広報を行う際には、特に不正確な情報の流布によるパニックを避けたため、テレビ、ラジオ等を利用するよう呼びかけること。

7 情報計画について

警戒宣言が発せられた場合又は震災時ににおいて消防機関の活動を効果的に実施するためには、迅速で正確な情報の収集が必要であるので、あらゆる手段(高所見張や巡回の実施、自主防災組織の活用等)により情報の収集につとめること。この場合、特に次の事項に留意すること。

(1) 情報の収集項目及びその優先順位を明確にしておくこと。

(2) 調報等による混亂を防止するため、情報の収集にあたっては、情報の発信者(出所)を記録し、また、重要な情報は、必要に応じ、複数のルートにより確認の措置をとるものとすること。

(3) 通信体制の混亂が予想されるので、状況に応じ、無線の通信統制を行いうほか、極力二次、三次の代替通信手段を確保するものとすること。

8 火災警防計画について

(1) 調査計画により把握した管内の状況をふまえ、消防署所及び資器材の配置状況、豪災時に使用可能水利、避難地及び避難路、重要対象物、大量危険物施設等の震災時における火災警防活動上必要な事項を表示した基本図を作成すること。

(2) 警戒宣言が発せられた場合には、必要に応じ、事前に人員、資器材を要所に配置し、警戒される等の措置をとること。

(3) 震災時には、同時に多発火災が想定されるので、火災警防活動の基本を人命の安全確保と延焼防止におき、消防力の効率的・要点的な運用に配慮すること。
ア 部隊運用については、震災時ににおける各種の事態を想定し、それぞれの場合の運用要領に定めること。

イ 一件の火災に対して出動することが可能な部隊数は限られるので、飛火警戒その他については自主防災組織等の活用など、つとめて住民の協力を得るものとすること。

9 津波、崖崩れ等の対策について
地震による津波、崖崩れ、堤防の決壊等により被害が予想される地域については、市町村の計画において、警戒宣言が発せられた地点で、事前の避難を行わせることとなるが、その他の地域にも被害が及ぶ危険が生じた場合には備えて、人命保護を最優先とした警戒及び避難に関する活動要領を定めておくこと。

10 避難計画について
(1) 警戒宣言等が発せられた場合の避難については、消防機関は、市町村の計画で定めるところにより、関係機関と連携して住民の誘導等を行うこととなるが、この場合の具体的な活動を定めておくこと。

(2) 避難地、避難路、避難心得の周知を図るとともに、避難訓練を実施し、自主防災組織等を中心とした避難誘導体制を確立しておくこと。

11 救急・救助計画について
震災時には、救急・救助要請が多発し、消防機関のみでは十分な対応ができない場合も予想されるので、特に次の事項に留意すること。

(1) 震災時においては、地域ぐるみの救助活動が行なわれるよう、自主防災組織等の育成を図るほか、住民、医療機関等の協力を得て、一時的な救護を行う仮救護所を多数設置することとするなど、効率的な救急・救助体制の確立を図ること。

(2) 多数の者が出入りする地下街、高層建築物等に対しては、自衛の救急・救助体制の整備を図るよう指導すること。

(3) 医療機関等との連携は、特に重要であるので、関係機関の協力を得て、震災時に予想される各種の事態をふまえた十分な連携体制を確立しておくこと。
12 応援協力計画について
応援協定は、震災時に予想される各種事態をふまえ、必要な見直しを行うこと。

市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表

令和6年4月1日現在
災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所のうち、
対象とする異常な現象の種類毎の指定数(箇所)

市町村名	施設数 (※)	洪水	崖崩れ、 土石流及び ひ地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象
横浜市	459	459	437	211	459	30	65	0	0
川崎市	195	175	95	59	191	33	10	175	174
相模原市	167	86	95	0	105	0	116	0	0
横須賀市	79	0	0	0	0	0	79	0	0
平塚市	55	14	11	54	0	9	0	0	0
鎌倉市	87	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	130	78	78	21	81	8	24	78	80
小田原市	45	32	16	0	37	0	0	0	0
茅ヶ崎市	50	32	32	32	32	35	44	32	0
逗子市	81	26	28	0	33	55	6	0	0
三浦市	21	0	20	20	18	16	12	0	0
秦野市	26	3	21	0	25	0	24	0	0
厚木市	144	111	136	0	143	0	3	0	0
大和市	51	30	32	0	46	0	18	0	0
伊勢原市	20	0	0	0	0	0	0	0	0
海老名市	59	40	14	0	19	0	19	0	0
座間市	57	31	33	0	22	0	24	0	0
南足柄市	117	12	13	0	13	0	13	11	0
綾瀬市	133	16	25	0	26	0	26	0	0
葉山町	17	17	17	17	13	17	17	0	0
寒川町	36	0	0	0	0	0	0	0	0
大磯町	52	29	26	5	32	20	5	0	0
二宮町	14	7	4	0	8	14	8	0	0
中井町	5	5	5	0	5	0	5	0	5
大井町	5	4	5	0	5	0	5	4	5
松田町	9	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	26	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	8	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	25	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	6	6	6	6	6	6	4	6	0
湯河原町	64	23	22	11	36	39	4	0	23
愛川町	61	49	54	0	61	0	13	0	0
清川村	3	3	2	0	3	0	3	0	0
合計	2,307	1,288	1,227	436	1,419	282	547	306	287

※災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所以外の、市町村が独自に指定する避難場所の数を含む。

